別紙

答申第85号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は、別表に掲げる部分を除き公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成21年10月1日に本件異議申立人より島根県情報公開条例(平成12年12月26日 島根県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づく公文書公 開請求があった。
- (2)本件公文書公開請求の内容は、「 に係るH16年度総会議事録・業務 報告書、H17年度総会議事録・業務報告書」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、同年10月6日付けで、条例第7条第1号、第2 号、第3号及び第6号に該当するとして、非公開決定を行った。
- (4)この決定に対し、異議申立人は非公開決定を不服として同年12月1日に異議申立てを行った。
- (5)実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成22年1月4日付けで当審査会 へ諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1)異議申立ての趣旨

本件公文書の非公開決定処分の取り消しを求める。

(2)異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 条例第7条第1号該当性について
- (ア)実施機関は、水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号。以下「水協法」という。)第 40 条第 11 項の規定を拡大解釈して、公開しない理由として「組合の理事は正当な理由があればそれを拒むことができる」としている。
- (イ)水協法は、「理事は正当な理由がないのに拒んではならない」としており、実施機関が主張する「組合の理事は正当な理由があればそれを拒むことができる」との抽象的・一般的な理由では、非公開の理由にはならないと考える。水協法の趣旨は、あくまでも、公開を前提としており、特段の正当な理由がないのに閲覧を拒否してはならないのは自明のことであり、理事が拒める具体的な理由を指摘しないままでの実施機関の解釈は、法律・条例の拡大解釈であり、適正な解釈ではないと言わざるを得ない。
- (ウ)実施機関は「公開すれば理事の権利を侵害することになる」と主張しているが、 これは水協法の趣旨を逸脱している。非公開とするのであれば、理事の権利を侵

害することになるとする具体的な根拠を明示して、個々具体的に権利侵害の内容を明らかにすべきであり、相当の合理的な理由が認められなければならない。そのことを全く指摘しないで抽象的・一般的に理事の権利侵害に当たるとの実施機関の解釈は、拡大解釈である。

イ 条例第7条第2号及び第3号該当性について

(ア)個人情報及び法人情報について、それが個人及び法人の事業情報であっても、 個人のプライバシーや法人の事業活動のノウハウなど保護対象に該当するもの以 外の情報は公開すべきものであり、水協法に定める組合は、通常の経済活動を行 う営利法人ではなく、特殊な法人であり、税金も投入されており、公開の幅は拡 げられるべきである。

仮に非公開決定の場合においても、その範囲は、具体的・限定的にすべきものであり、抽象的理由をもって、全てを一律に非公開とすることは、法律・条例の 適正な解釈を拡大解釈して問題である。

(イ)実施機関は非公開理由説明書において、「法人に関する情報で、当該法人の正当な利益を害すると認められるものが含まれるため」に非公開としているが、「害するおそれ」があるかの判断に当たっては、法人又は個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利・利益の内容、性質などに応じて当該法人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人と行政との関係などを十分に考慮して適切に判断する必要があり、法的保護に値する蓋然性が求められている。百歩譲っても、事業活動の機密事項や生産技術上の秘密に属するものではなく、今回の場合は非公開に当たらない。

ウ 条例第7条第6号該当性について

(ア)実施機関は、「正確な事実の把握を困難にするおそれがある」として非公開としているが、単なる「おそれがある」との理由で、法律・条例を拡大解釈することは、情報公開条例の趣旨に反するものである。

そもそも、なぜ「後日公開される可能性がある」のか、「正確な事実の把握を 困難にするおそれがある」のか、全く不可解であり、個々の事案について具体的 に認定することによって、はじめて、個々の事案が「おそれ」に繋がるのか検討 されるべきものであり、一律的に適用除外に当てはめるのは、条例の拡大解釈で あり、問題である。

- (イ)県の指導監査に基づき提出された資料は法律に義務付けされたものであり、「公にしないこと」を条件で任意に提出されたものではなく、基本的には公開を前提とすべきである。
- (ウ)県の指導監査は法律に基づくものであり、実施機関が「指導監査の事務又は事業の適切な遂行に著しい支障が生じる可能性がある」とすることは、県自体が指導監査の意義を著しく薄めるものである。

さらに、「おそれ」についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に 値する蓋然性が強く求められているものである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書、意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1号該当性について
 - ア 水協法第 40 条第 11 項及び第 50 条の 4 第 4 項により、漁協の組合員は決算関係書類及び総会議事録の閲覧請求ができる。一方で、組合の理事は正当な理由があればそれを拒むことができる。実施機関が指導監督の必要から規則に基づいて提出を受けた当該公文書を開示すれば、理事の当該権利を侵害することになる。したがって、条例第 7 条第 1 号に該当する。
 - イ この点について、異議申立人は、水協法第 40 条第 11 項後段を県が拡大解釈 し、理事の拒否権を抽象的・一般的なものとしたとして適正な解釈ではないとしている。

当該条文の反対解釈をすれば、組合の理事は正当な理由を具備すれば開示を拒むことができるという法規範が一般的に成り立つのであり(水協法第 130 条第 1項第 13 号は、同法第 40 条第 11 項及び第 30 条の 4 第 4 項の規定に違反して、正当な理由がないのに開示を拒んだ場合に科料に処すると定めているので、水協法は正当な理由の有無によって非開示の許容性に差異が生じると考えられる)当該「具体的な理由」を個々具体的に明らかにするものではない。

ウ 水協法第40条第11項第1号及び第50条の4第4項の規定は、いずれも組合員又は組合の債権者に限って閲覧ができるとされており、組合員及び組合の債権者以外が閲覧することを認めていない。このように法律で閲覧者が限定されている文書について、組合で閲覧できなくても県でできるというのは、不適当である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

- ア 業務報告書には、役員及び組合員組織の代表者の氏名が記載されており、これらは個人に関する情報で特定の個人が識別される。また、代表理事組合長の氏名、住所及び資格は水協法第 101 条第 2 項の規定に基づき登記事項として公になっているがその他の者の氏名は公表されていない。
- イ 総会等の議事録には、役員の氏名、住所及び印影並びに発言者等の役職、所属地区名及び氏名が記載されており、役員の氏名、住所のうち大字名及び番地、印影並びに発言者等の役職、所属地区名及び氏名は個人に関する情報で特定の個人が識別される。また、代表理事組合長の氏名は水協法第 101 条第 2 項の規定に基づき登記事項として公になっているがその他の者の氏名等は公表されていない。
- ウ 総会等の議事録には、理事及び監事の報酬並びに役員の退任慰労金の額が記載されており、これらは他の情報とあわせ、各理事及び監事の報酬並びに役員の退職慰労金が容易に推測され、個人に関する情報が明らかになる。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 総会議事録及び業務報告書には、法人に関する情報で、当該法人の正当な利益を害すると認められるものが含まれている。

総会議事録には、合併に関する事項や合併後の漁業協同組合 (以下 」という。)に関する情報があるが、実施機関としては、合併に関する事項については公の情報という認識はない。

また、組合の合併というのは企業の合併と同じように、非常に各組合が様々な事情を踏まえた、度重なる交渉の中で成立しており、その成果が今回の情報の中に含まれている合併総会資料となる。これらの情報は合併の機微に触れる、非常にナイーブなものであり、公開した場合にどのような不利益が生ずるかについて実施機関としては具体的には説明しがたいが、合併後であっても不利益が生じるという懸念がある。

合併後の はディスクロージャー誌により事務や財産の状況に関する情報を公衆の縦覧に供しているが、 の経営基盤等に関しては、公示が義務付けられておらず、又 も地区(合併前の漁協)別に表示したものの公示は義務付けられていない。

水産業協同組合は漁民や水産加工業者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的としており、組合の運営いかんは多数の関係者に重大な影響を及ぼすほか、漁業協同組合は排他的な漁業権という権利を付与されているので、その意味で公共的な性格も持っている。しかし、他方で総合事業体として私企業と同じように営業上の争いをする立場にあり、法律で求められていないような競争性の高い地区別の情報まで開示すべきではないと判断する。

- イ 業務報告書には、出資先及び金額が記載されている。これらを公開すると、当該法人にとって出資元・金額が明らかになることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- ウ 業務報告書には が実施した各事業の状況、損益計算書及び附属計算書、事業別原価報告書、事業計画、収支予算書及び附属計算書、並びに事業別原価予算書が記載されているが、これらは合併後の の情報であるといえる。 は協同組織であるとともに、総合事業体である。組合員のために実施する事業の多くは、他の事業者の参入が排除されてはいない。業務報告書の本部分により、他の競合する業者は、 の地区における の具体的な取引規模・内容等が容易に把握でき、その結果、 は多くの事業分野で競合する業者との競争において不利益が生じたり、物品の購入や魚介類の販売等において不利な条件での取引の強要や取引の停止等の不利益が生じる可能性がある。
- 工 業務報告書中の地区内漁業の概況には所属漁船数、水揚数量及び水揚金額(全体・属地) 並びに漁業種類別月別漁獲高が記載されている。これらの情報を公開すると経営体が特定され、漁業を営む個人または法人の経営情報が明らかになり当該個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

特に「カニ類」は漁業種類別ではほぼ「カニ籠漁業」により採捕され、「カニ 籠漁業」は経営体が限定されることから当該漁業を営む個人または法人の経営情 報が明らかになり当該個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがある。「その他」は逆算により「カニ類」の数値が明らかになる。

オ 総会議事録には取引先の金融機関名が記載されている。これら預入先金融機関の取引先が明らかになると、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるおそれがある。

カ 総会議事録には

の事業計画書及び概況

報告があり、当該支店の事業の説明、貯金残高及び計画、貸出金残高及び計画、並びに定期貯金等の取扱実績が記載されている。これらの情報は とは別組織である (後に に包括承継)に関する資料であるが、 の地区における の信用事業の状況が容易に推測され、その結果、信用事業で他の競合する業者との競争において不利益が生じるおそれがある。

(4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は漁協に対して行う指導監督に必要な資料として、漁協に対し総会の 議事録及び業務報告書の提出を義務付けている。議事録及び業務報告書には、記 載内容について組合の判断に委ねられた部分がかなりあり、後日公開される可能 性があると、正確な事実の把握を困難にするおそれが生じることになる。その結 果、実施機関が行う指導監督の事務又は事業の適切な遂行に著しい支障が生じる 可能性があると認められる。

現在、議事録は細かいことまで記載してもらっている。どこに法律の根拠があるのか言われることもあるが、できる限り任意に協力してもらっている。

5 審査会の判断

(1)条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり 判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、水協法第58条の2の規定により各事業年度ごとに監督官 庁である実施機関に提出された の平成16年度及び平成17 年度の各業務報告書及び総会議事録である。

(3)条例第7条第1号該当性について

本号は、法令及び条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基

づく政令の規定による指示により公開することができない情報については非公 開とすることを定めたものである。

実施機関は、正当な理由なく拒むことができないとの水協法の規定の反対解釈から、正当な理由があれば拒むことができる権限が組合の理事にあり、実施機関が公文書を公開すると組合の理事の権限を侵害することになると主張している。

しかしながら、水協法第 40 条第 11 項及び第 50 条の 4 第 4 項の規定では、組合員が総会や決算等についての文書の請求をするときに、理事は正当な理由なく拒んではならないが、例外的に、正当な理由ではなく不当な請求に対しては拒否できるとしているのであって、正当な理由での請求には原則として必ずこれに応えなければならないというのが条文の趣旨である。

実施機関の解釈は、組合の理事に開示の権限があり、その権限を守るために公開できないということであり、法の趣旨からして全く背理している。

確かに、水協法では第三者に対してまで閲覧に供する規定はない。また、不当な開示請求に対してこれを拒否する権限を組合の理事に与えている。しかしながら、水協法上の条文からは実施機関に対する情報公開請求において、実施機関が公開してはならないことが定められていないことは明白であり、審査会としては法律上、実施機関が主張する根拠は見いだせない。

よって、条例第7号第1号には該当しないと判断する。

(4)条例第7条第2号該当性について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は原則として非公開とすることを定めたものである。

当審査会が対象公文書を見分したところ、個人に関する情報としては、議事録及び業務報告書の理事の氏名及び住所(うち大字名及び番地) 監事の氏名、住所及び印影、総会等において発言している者の役職、所属地区名及び氏名、並びに組合員組織の代表者の氏名、理事及び監事の報酬並びに役員の退任慰労金の額が認められた。

これらのうち、役職、氏名、住所のうち大字名及び番地並びに印影については特定の個人が識別される情報であるので、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

しかし、代表理事組合長の氏名・住所は、登記簿等により公にされている情報であり、条例第7条第2号ただし書アに該当すると判断される。

次に、総会等において発言している者の所属地区名及び所属団体名については個人に関する情報ではあるが、他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別できる情報となるのであって、地区名のみでは特定の個人が識別できる情報とは言えないので、条例第7条第2号には該当しない。

また、理事及び監事の報酬並びに役員の退任慰労金の額は、実施機関が主張するように公開することにより理事及び監事に対する報酬額等が推測され、個人の財産が明らかになるおそれがあると言えなくもないが、報酬額等については総額

が記載されているのみであり、役員の氏名が特定されず、又、対象公文書中では配分方法も分からないため、公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので、第7条第2号には該当しない。

よって、本件公文書のうち、別表に掲げる部分(代表理事組合長を除く理事及び監事の氏名、住所のうち大字名及び番地並びに印影、総会等において発言している者の職名及び氏名、組合員組織代表者の氏名、並びに設立委員の職名及び氏名)は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

(5)条例第7条第3号該当性について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を 尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、事業 活動その他正当な利益を害するような情報は非公開とすることを定めたもので ある。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えるとはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

漁業協同組合には、漁業法に基づき知事より特定の公共水面において特定の漁業を排他的に営む権利(漁業権)が認められ、組合同士間に民間企業同士間と同様の競争関係が存するとまでは認めがたいこと、さらに、漁業振興を目的とした補助金等が投入されることもあり、水協法に基づく組合の設立を知事が認可し、指導監督する権限があること等から、組合が通常の経済活動を行う民間企業と全く同等であるとは言い難い。

しかし、一方で、組合員のために行う事業を第三者に対して行う場合、その事業は民間企業の事業活動に近いものがあることも事実である。当審査会では、この組合活動の有する両面性を比較検討した上で、以下に述べる情報を除いて本件対象公文書を公開しても、競争上の地位その他組合の正当な利益を害するとは考えられないとの判断にいたった。

ア 業務報告書の出資先 (系統外に限る。以下同じ。)及び金額

出資先及び金額を公開すると、出資先の法人にとって出資元・金額が明らかになることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

イ 業務報告書の が実施した各事業の状況、貸借対照表、損益計算書及 び附属明細書及び附表、事業計画、収支予算書及び附属明細書、並びに事業別原 価予算書 これらの情報は の情報であるが、合併後の の情報であると認められる。これらの事業は他の事業者と競合しており、競合する事業者は、 の地区における漁業協同組合 の具体的な取引規模・内容等が容易に把握でき、その結果、 は多くの事業分野で競合する業者との競争において不利益が生じるおそれがあると認められる。

なお、貸借対照表及び損益計算書の大科目の金額並びにこれらに連動する附属 書類の金額については、これらの情報をもって組合の詳細な事業実態までは把握 することは困難であり、非公開とする理由はない。

ウ 附表2の地区内漁業の概況に記載されている所属漁船隻数・トン数・馬力数、 水揚数量及び水揚金額(全体・属地) 並びに漁業種類別月別漁獲高

漁業種類別の水揚げ数量及び水揚げ金額等の表があるが、隻数の少ない欄があり、これらを公開すると経営体が特定され、漁業を営む個人または法人の経営情報が明らかになり当該個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、所属漁船隻数等については、漁船法(昭和25年5月13日法律第178号) 第21条の規定より何人も漁船登録の謄本の交付申請が可能であり、登録簿を集計 すれば得られる情報であるため、非公開とする理由はない。

エ 総代会議事録の預入先金融機関の取引先

預入先金融機関の取引先が明らかになると、その権利、競争上の地位その他正 当な利害を害することになるおそれがあると認められる。

オ 総代会議事録の の事業計画書及び概況 報告の当該支店の事業の説明、貯金残高及び計画、貸出金残高及び計画、並びに 定期貯金等の取扱実績

これらの事業は他の事業者と競合しており、競合する業者は、 の地区における の信用事業の状況が容易に推測され、その結果、信用事業で他の競合する事業者との競争において不利益が生じるおそれがあると認められる。

カ 法人代表者の印影

法人の内部管理に関する情報であり、取引上又は法律上重要な役割を持っているものであり、取引関係にない一般県民に対してまで広く公開することを当該法人が予定しているとは考えられず、公開することは当該法人等の正当な利益を害することとなる。

よって、本件対象公文書のうち、別表に掲げる部分(出資先及び金額、並びにが実施した各事業の状況説明・グラフ・件数・金額等、並びに貸借対照表及び損益計算書の中・小科目及び附属明細書及び附表に係る金額・数量・説明文等、並びに事業計画及び収支予算書及び附属明細書及び事業別原価予算書に記載されている金額・数量・説明文等、並びに総会議事録の預入先金融機関の取引先、並びに総会議事録のの事業計画書の説明文・グラフ・金額、並びに法人代表者の印影)は、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書に該当しないと判断される。

(6)条例第7条第6号該当性について

本号は、県等が行う監査・検査・契約等の事務・事業に関する情報について、 当該事務の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な 遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすること を定めたものである。

本件対象公文書は実施機関が水協法上の監督官庁として、必要な規制権限、指導権限を行使するために保有しており、業務報告書については水協法第58条の2の規定により組合は実施機関へ提出しなければならないとされ、総会議事録については、水協法施行細則により実施機関が組合に対して総会又は総代会の議事録の謄本及び総会又は総代会に提出した資料を提出しなければならない(同施行細則第16条)とされている。

これに対し、実施機関は、後日公開される可能性があると、漁業協同組合が提出しなければならない業務報告書及び総会議事録等において、漁業協同組合の記載に対する姿勢が消極的になり、正確な事実の把握を困難にするおそれが生じると主張している。

しかしながら漁業協同組合には、漁業法に基づく排他的権利としての漁業権があり、漁業振興を目的とした補助金等が投入されることもあり、しかも組合組織における出資者の権利や利益を守るため行政機関の管理監督を受ける立場にあることから、事業活動自体に民間企業とは異なる公共性が認められる側面があるといえる。この点を勘案すれば、実施機関としては条例に基づく住民からの情報公開請求に対しては積極的に応じるべきであると考える。

この立場からは、法に基づき指導監督官庁に提出された情報の公開を行った結果に対する実施機関が抱く懸念は、正確な事実把握のために適正な指導監督を行う権限を行使しうる指導監督官庁の立場を考えれば認めることはできない。また、組合側には、必要な情報の提出義務があるにもかかわらず提出しないということは当然許されることではないことは法令上明らかである。

したがって、実施機関が行う指導監督の事務又は事業の適切な遂行に著しい支 障が生じる可能性があるとまでは認められない。

よって、条例第7号第6号には該当しないと判断する。

(7)以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第104号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 2 年 1 月 4 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成22年 5月 6日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成22年 5月13日	審議
(審査会第1回目)	
平成22年 5月31日	異議申立人の意見書を受理
(審査会第2回目)	
平成22年 6月10日	審議
(審査会第3回目)	
平成22年 7月15日	実施機関から意見聴取
(審査会第4回目)	
平成22年 8月26日	異議申立人から意見聴取
(審査会第5回目)	
平成22年 9月16日	審議
(審査会第6回目)	
平成22年10月14日	審議
(審査会第7回目)	
平成22年11月25日	審議
(審査会第8回目)	
平成22年12月21日	審議
(審査会第9回目)	
平成23年 2月24日	実施機関から意見聴取
(審査会第10回目)	
平成23年 3月15日	審議
(審査会第11回目)	
平成23年 4月14日	審議
(審査会第12回目)	
平成23年 5月26日	審議
(審査会第13回目)	
平成23年 6月10日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現職	備考
笠 岡 耕 助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡佳美	島根大学法文学部準教授	
藤田達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会 長
古津弘也	弁 護 士	H22.10.2まで
本 藤 三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸 山 創	弁 護 士	H22.10.3から

דנים	X		
1	項 目 (少主理事のよう) (公主理事のよう)	略号	非 公 開 と す べ き 部 分 お の
'	代表理事組合長を除〈理事及び監事の氏名 		11ページの上の表中の氏名の欄の21月から191月日まで
			10ページの下の表中の氏名の欄の2行目から19行目まで
			11ページの上の表中の氏名の欄
			1ページの9行目12文字目から11行目まで
			1ページの12行目12文字目から行末まで
			1ページの13行目12文字目から行末まで
			1ページの11行目12文字目から14行目まで
			1ページの15行目12文字目から行末まで
			1ページの16行目12文字目から行末まで
			1ページの17行目12文字目から行末まで
2	 新役員の名簿の理事及び監事の大字以降の住所及び氏名		11ページの名簿中の住所欄の内の大字以降の住所、及び氏名
	William Edward Market M		役員推薦会議結果報告の名簿中の住所欄の内の大字以降の住所、及び氏名
3	議事録署名欄の議長、理事及び監事の氏名		13ページの議事録署名人の氏名(代表理事組合長を除く。)
			最終ページ(11)の議事録署名人の氏名(代表理事組合長を除く。)
4	監事の氏名及び印影	公4	監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影
	組合員組織の代表者名		12ページの表中の代表者名の各欄
		公3	 11ページの下の表中の代表者名の各欄
6	発言者等の職名及び氏名	公4	2ページ2行目の行頭から8文字目まで
			2ページ4行目の6文字目から9文字目まで
		公4	2ページ7行目の10文字目から17文字目まで
		公4	4ページ19行目の12文字目から20文字目まで
		公4	4ページ20行目の31文字目から21行目8文字目まで
		公4	5ページ4行目の行頭から7文字目まで
		公4	5ページ10行目の23文字目から30文字目まで
		公4	5ページ16行目の行頭から10文字目まで
		公4	5ページ17行目の28文字目から18行目2文字目まで
		公4	5ページ19行目の13文字目から19文字目まで
		公4	6ページ19行目の行頭から8文字目まで
		公4	7ページ14行目の行頭から6文字目まで
		公4	8ページ10行目の行頭から9文字目まで
		公4	8ページ20行目の行頭から4文字目まで
		公4	9ページ1行目の行頭から4文字目まで
		公4	9ページ11行目の行頭から6文字目まで
		公4	9ページ19行目の11行目から20行目の13文字目まで
		公4	10ページ1行目の4文字目から11文字目まで
		公4	10ページ13行目の22文字目から25文字目まで
		公4	12ページ3行目の8文字目から14文字目まで
			12ページ6行目の8文字目から21文字目まで
			2ページの15行目行頭から8文字目まで
			2ページの18行目7文字目から16文字目まで
			3ページの3行目行頭から6文字目まで
			3ページから5ページの左側の職名及び氏名
			5ページの13行目行頭から8文字目まで
			6ページの7行目行頭から9文字目まで
			6ページの13行目19文字目から22文字目まで
			7ページの10行目行頭から12文字目まで
			8ページの2行目行頭から7文字目まで
			8ページの5行目3文字目から8文字目まで
			8ページの10行目4文字目から5文字目まで 19ページの1行目行頭から6文字目まで
7	 臨時総会提出議案説明書の設立委員の氏		9ペーンの1行自行頭から6又子自まで 2ページ 臨時総会提出議案説明書18行目7文字目から17文字目ま
′	職 時総会提出議条説明書の設立会員の氏 名(職名)	7.3	ビー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			5ページの18行目19文字目から27文字目まで
8	出資先の名称及び処理内容	公1	2ページの表中の「処理事項」欄の14行目10文字目から19文字目まで
9	損益計算書附属明細書の外部出資の内、系統外出資先の名	公1	30ページの上の表中の系統外出資先名並びに当該出資先に対する前年度末残高、
	称等	公3	本年度増加額、本年度減少額並びに本年度末残高の口数及び金額 28ページの上の表中の系統外出資先名並びに当該出資先に対する前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額並びに本年度末残高の口数及び金額
10	タ車業の作得の内 サダ車業の車業の棚間部門	//\4	
ΙÜ	各事業の状況の内、共済事業の事業の概況説明		14ページ18行目から23行目まで
	 各事業の状況の内、共済事業の長期共済の新契約及び保有		13ページ6行目から11行目まで
11	10000000000000000000000000000000000000	公1	15ページの上の表中の本年度新規契約高の件数及び共済金額
11	E THE STATE OF THE	公3	13ページの上の表中の本年度新規契約高並びに本年度末保有高の件数及び共済金額
		公3 公1	13ページの上の表中の本年度新規契約高並びに本年度末保有高の件数及び共済金額 15ページの中の表中の件数及び共済金額

וי נינ	₹		
	項目	略号	非公開とすべき部分
13	各事業の状況の内、共済事業の短期共済の件数及び金額		15ページの下の表中の共済金支払高の件数及び金額
			14ページの上の表中の本年度契約高並びに共済金支払高の件数及び金額
14	各事業の状況の内、購買事業の概況説明		16ページ3行目から7行目まで
			14ページ6行目(表を除く。)から12行目まで
15	各事業の状況の内、購買事業買取購買の品目別の金額	公1	16ページの表中の品目別の各欄の金額並びに石油類の計、資材類の計、生活物資の他及び合計に係る「本年度受入高」欄及び「本年度供給高」欄の金額
		公3	14ページの下の表中の金額の全部
6	各事業の状況の内、冷凍冷蔵事業の事業の概況	公1	18ページ3行目から5行目まで
		公3	16ページ3行目から5行目まで
7	各事業の状況の内、冷凍冷蔵事業の冷凍冷蔵の入出庫明細 書及び冷凍保管料の金額並びに倉荷証券発行の件数及びの	公1	18ページの上の表中の入出庫明細書及び冷凍保管料の区分別の金額 (冷凍保管料の合計額を除く。)
	金額	公3	16ページの上の表中の件数及び金額
18	 各事業の状況の内、買取冷凍販売の冷凍イワシ他の前年度		18ページの中の表中の数量及び金額(本年度販売高を除く。)
	繰越高、本年度製造及び仕入高、本年末棚卸高並びに本年 度販売原価の数量及び金額、並びに本年度販売高の数量		16ページの中の表中の数量及び金額
19	各事業の状況の内、製氷事業の事業の概要の説明	公1	18ページ10行目(表を除く。)から15行目まで
		公3	16ページ7行目(表を除く。)から11行目まで
20	各事業の状況の内、製氷事業の氷製造販売の前年度繰越	公1	18ページの下の表中の数量及び金額(本年度供給高の合計を除く。)
	高、本年度製造及び受入高、本年末棚卸高並びに本年度販売原価の数量及び金額、並びに本年度供給高の数量及び区分別の金額	公3	16ページの下の表中の数量及び金額(本年度供給高の合計を除く。)
21	各事業の状況の内、製氷事業の氷製造販売の区分別氷取扱	公1	 19ページの上のグラフ及び表中の金額
	数量		17ページの上のグラフ及び表中の金額
22	各事業の状況の内、製氷事業の氷販売数量推移表		19ページの下のグラフ
			17ページの下のグラフ
23	 各事業の状況の内、利用事業の事業の概要		20ページ3行目から6行目まで
		公3	18ページ3行目から6行目まで
94	 各事業の状況の内、利用事業の利用施設の区分別の受入利		20ページの上の表中の金額
	用料		18ページの上の表中の金額
25	 各事業の状況の内、利用事業の魚凾販売の品目別の前年度	公1	20ページの中の表中の数量及び金額
	繰越高、本年度仕入高、本年度棚卸高、本年度供給原価並び に本年度供給高の数量及び金額	公3	18ページの中の表中の数量及び金額
25	各事業の状況の内、利用事業の魚類容器利用収入のイワシ	公1	20ページの下の表中の数量及び金額
	用コンテナの計画、実績並びに増減の数量及び金額	公3	18ページの下の表中の数量及び金額
26	各事業の状況の内、指導事業の指導事業附表の漁船保険の	公1	22ページの下の表中の隻数及び金額
	種類別の本年度末契約残高並びに支払保険金の隻数及び金額	公3	20ページの下の表中の隻数及び金額
27	貸借対照表の金額(中科目・小科目)	公1	23ページから24ページ
		公3	21ページから22ページ
		公5	12ページ第7号議案の別紙 の左の表の金額及び13ページの表
28	附属明細書の出資金額及び積立金の内訳	公1	29ページの上の表
		公3	27ページの上の表
29	附属明細書の固定資産の科目別の取得価額、減価償却累計	公1	29ページの下の表中の金額
	額、内本年度償却額及び差額帳簿価額	公3	27ページの下の表中の金額
30	本年度減少額に含まれる船舶の圧縮記帳額	公1	29ページの下の表の脚注の3行目24文字目から37文字目まで
		公3	27ページの下の表の脚注の3行目24文字目から37文字目まで
31	附属明細書の外部出資の収支先別の系統内団体の前年度末	公1	30ページの上の表中の系統内団体の口数及び金額
	残高、本年度増加額、本年度減少額並びに本年度末残高の 口数及び金額	公3	28ページの上の表中の系統内団体の口数及び金額
32	附属明細書の引当金の内訳の種類別の前年度末現在、本年の開始を表現を表現を表現を表現しています。	公1	30ページの下の表中の口数及び金額
	度増加高、本年度減少高及び本年度末残高	公3	28ページの下の表中の口数及び金額
33	附属明細書の預け金の種類別の前年度末残高、本年度預け	公1	31ページの上の表中の金額
	額、本年度引出額及び本年度末現在金額	公3	29ページの上の表中の金額
34	附属明細書のその他流動資産の科目別の前年度末残高、本	公1	32ページの上の表中の金額
	年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高	公3	30ページの上の表中の金額
	附属明細書の信用事業譲渡特別資産の科目別の前年度末残	公1	32ページの中の表中の金額
35			
35	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高	公3	30ページの中の表中の金額
		公1	32ページの下の表中の金額
36	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高	公1 公3	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額
36	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、	公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額
36 37	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の繰延資産の科目別の前年度末残高、本年度増	公1 公3 公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額
36 37 38	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の繰延資産の科目別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の支払手形、経済事業未払金並びに賦課金借受金の科目又は部門別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高	公1 公3 公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額 31ページの中の表中の金額
36 37 38	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、 附属明細書の繰延資産の科目別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の支払手形、経済事業未払金並びに賦課金借受 金の科目又は部門別の前年度末残高、本年度増加額、本年 度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年 度減少額及び本年度末残高	公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額 31ページの中の表中の金額 33ページの下の表中の金額
36 37 38	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の支払手形、経済事業未払金並びに賦課金借受金の科目又は部門別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の借入先別の前年度末残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度末残高	公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額 31ページの中の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額
36 37 38	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、 附属明細書の繰延資産の科目別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の支払手形、経済事業末払金並びに賦課金借受金の科目又は部門別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の借入先別の前年度末残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の用途別の前年度末	公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額 31ページの中の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額
36 37 38 39	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の支払手形、経済事業未払金並びに賦課金借受金の科目又は部門別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の借入先別の前年度末残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の用途別の前年度末残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度末残高	公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1 公3	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額 31ページの中の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 34ページの上の表中の金額 34ページの上の表中の金額
6 7 8	高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度末残高、 本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、 附属明細書の繰延資産の科目別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の支払手形、経済事業末払金並びに賦課金借受金の科目又は部門別の前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の借入先別の前年度末残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度末残高 附属明細書の当座借越及び長期借入金の用途別の前年度末	公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1 公3 公1	32ページの下の表中の金額 30ページの下の表中の金額 33ページの上の表中の金額 31ページの上の表中の金額 33ページの中の表中の金額 31ページの中の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額 31ページの下の表中の金額

別を	₹		
	項目	略号	非公開とすべき部分
42	附属明細書の信用事業譲渡特別負債の科目別の前年度末残 高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高	公1	34ページの下の表中の金額
		公3	32ページの下の表中の金額
43	損益計算書の金額(中科目・小科目)	公1	25ページから27ページの表中の金額
		公3	23ページから26ページの表中の金額
4.4	까무~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	公5	12ページ第7議案の別紙 の右の表中の金額
44	附属明細書の経済事業未収金の科目又は部門別の前年度末 残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度末残高	公1 公3	31ページの中の表中の金額 29ページの中の表中の金額
45	附属明細書の棚卸資産の種類及び部門別の前年度末残高、		31ページの下の表中の金額
40	本年度増加額、本年度減少額並びに本年度末残高	公3	29ージの下の表中の金額
46	附属明細書の事業管理費の損益計算書科目別及び内訳科目	公1	35ページの表中の金額
	別の金額	公3	33ページの表中の金額
47	附属明細書の諸引当金等繰入額及び戻入額の科目別の本年	公1	36ページの上の表中の金額
	度繰入額及び本年度戻入額	公3	34ページの上の表中の金額
48	附属明細書の無線事業収入及び支出の内訳科目別の金額	公1	36ページの下の表中の金額
		公3	34ページの下の表中の金額
49	無線事業収支予算書の収入及び支出の科目別の金額	公2	69ページの表中の金額
50	附表1の財務基準等実績対照表の固定資産の科目別、固定資産取得借入金及び再評価差額の金額	公1	38ページの表中の自己資本以外の実績額
51	附表2の地区内漁業の概況の主な漁業種類別水揚数量、金額 の漁業種類の内、沖合底曳網漁業、まき網漁業、かに籠漁 業、定置網漁業及び小型底曳網漁業の数量、比率及び金額	公1	42ページの左の表中の特定漁業種類の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額年度別の金額及び比率
	(全体)	公3	40ページの左の表中の特定漁業種類の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額 年度別の金額及び比率
52	附表2の地区内漁業の概況の主な漁業種類別水揚数量、金額の漁業種類の内、沖合店曳網漁業、まき網漁業、かに確漁 第一次の企業を表すが、10円度中網漁業の対象といるできた。	公1	43ページの左の表中の特定漁業種類の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額 年度別の金額及び比率
	業、定置網漁業及び小型底曳網漁業の数量、比率及び金額(属地)	公3	41ページの左の表中の特定漁業種類の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額年度別の金額及び比率
53	附表2の地区内漁業の概況の漁業種類別月別漁獲高表の底 曳網、小型底曳、かに籠及び定置網の月別の金額	公1	44ページの上の表中の特定種類の月別の金額
54	の合併及び事業経営計画(案)の合	公3 公5	42ページの上の表中の特定種類の月別の金額
34	併後の事業計画の組合の概況の水揚げ高の内のの 定置網漁協並びにの大中・中型まき網漁業、カニ籠漁業及び定置網漁業並びに及びの定置網漁業並びにの大中・中型まき網漁業並びにの定置網漁業並びにの定置網漁業並びにの定置網漁業並びにの定置網漁業並びにの大中・中型まき網漁業並びにの大中・中型まき網漁業並びに浦郷漁協のカニ籠漁業の金額	Δ3	合併総会資料の33ページから35ページまでの表中の特定 漁協の特定漁業種類の水揚高の金額
55	附表2地区内漁業の概況の主な魚種別水揚数量、金額の魚種の内、カニ類及びその他の数量、比率及び金額(全体)	公1	42ページの右の表中の特定魚種の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額年度 別の金額及び比率
		公3	40ページの右の表中の特定魚種の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額年度
56	附表2地区内漁業の概況の主な魚種別水揚数量、金額の魚種 の内、カニ類及びその他の数量、比率及び金額(属地)	公1	別の金額及び比率 43ページ右の表中の特定魚種の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額年度別の金額及び比率
		公3	41ページ右の表中の特定魚種の年度別の水揚数量及び比率並びに水揚金額年度別
F7	附表3の事業部門別損益管理表の部門別の内、総合、共済、	///	
31	開買、販売、冷凍・冷蔵、製氷、利用及び指導の金額	公1	45~46ページの表中の特定部門の項目別金額
E0	附表4の冷凍冷蔵事業原価報告書の原価費用別の金額	公3	43~44ページの表中の特定部門の項目別金額 47ページの表中の金額
ეგ	四学のマスティ 風争未ぶ 単牧 古書の 原 1 回 負 用 別 の 重 額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
ΕO	附表5の製氷事業製造原価報告書の原価費用別の金額	公3 公1	45ページの表中の金額 48ページの表中の金額
Ja	13000衣小尹未衣にぶ 取口盲りぶ 見用別り立視		
60	附表6の漁船上架施設特別会計の収入及び支出の内訳金額	公3 公1	46ページの表中の金額 49ページの表中の金額
50	1917/グランでは上が300円を101円を101円が201円を101円で101円で101円で101円で101円で101円で101円で1		47ページの表中の金額
61	事業計画の共済事業の説明		51ページの3行目から8行目まで
	事業計画の共済事業の長期共済の本年度計画(新規契約及び期末保有高)の件数及び共済金額		51ページの上の表中の本年度計画の件数及び共済金額
	事業計画の共済事業の短期共済の本年度計画の件数及び共 済金額		51ページの下の表中の本年度計画の件数及び共済金額
	事業計画の共済事業の傷害保険の前年度実績並びに本年度 計画の件数及び保険金額		52ページの上の表中の件数及び保険金額
	事業計画の共済事業の自動車保険の前年度実績並びに本年 度計画の件数及び保険金額	公2	52ページの中の表中の件数及び保険金額
	事業計画の購買事業の説明		53ページの2行目から6行目まで
	事業計画の購買事業の取扱目標の品名別の数量及び金額 事業計画の購買事業の年度別A重油取扱数量並平均単価推		53ページの表中の数量及び金額 53ページのグラフ
69	移表の数量及び平均単価 事業計画の販売事業の冷凍冷蔵事業の説明	1/2	 55ページの2行目から6行目まで
	事業計画の販売事業の冷凍冷蔵事業の取扱目標の区分別の		55ページの上の表中の金額
	<u>金額</u> 事業計画の販売事業の冷凍販売品売上高の区分別の個数及		55ページの下の表中の個数及び金額
72	び <u>金額</u> 事業計画の販売事業の製氷事業の説明	公2	 56ページの2行目から5行目まで
			!

別表

733.6	•		
	項目	略号	非公開とすべき部分
73	事業計画の販売事業の製氷事業の取扱目標の区分別の前年 度繰越高、本年度製造又は仕入高、本年度売上高並びに本 年度棚卸高の数量及び金額	公2	56ページの表中の数量及び金額
74	製氷能力	公2	56ページの表の脚注の9文字目から20文字目まで
75	事業計画の販売事業の利用事業の説明	公2	57ページの2行目から4行目まで
76	事業計画の販売事業の利用事業の取扱目標の区分別の個数 及び金額	公2	57ページの表中の個数及び金額
	平成17年度収支予算書の区分別の総合、共済、購買、販売、 冷凍·冷蔵、製氷、利用及び指導の金額	公2	61ページから64ページの表中の特定分門の項目別金額
78	収支予算書附属明細書の事業管理費、その他収益並びにその他費用のの損益計算書区分別及び内訳科目別の金額	公2	65ページから66ページの表中の金額
79	事業計画の冷凍冷蔵事業原価予算書の原価費用別の金額	公2	67ページの表中の金額
80	事業計画の製氷事業製造原価予算書の原価費用別の金額	公2	68ページの表中の金額
81	事業計画の販売事業の取扱目標の漁業種類別の内、底曳網 漁業、定置網漁業及びかにかご漁業の数量及び金額	公2	54ページの上の表中の特定の漁業種類の取扱目標の取扱目標の数量及び金額
82	余裕金預入先金融機関の内、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	公4	7ページの4行目21文字目から26文字目まで
	及び	公4	7ページの5行目11文字目から26文字目まで
		公4	第35事業年度通常総代会提出議案の1ページ目の11行目6文字目から12行目9文字目 まで
83	代表理事組合長の印影		13ページの代表理事組合長の印影
84	事業計画書の事業の概況の説明	公4	第10号議案の別紙 の4行目から14行目まで
85	事業計画書の貯金残高計画の種類別の金額	公4	第10号議案の別紙 の上の表中の金額
86	事業計画書の貸付 金残高計画の種類別の金額	公4	第10号議案の別紙 の下の表中の金額
87	の概況報告	公4	の概況報告中のグラフ
		公4	の概況報告の14行目から31行目まで

対象公文書	略号
平成16年度(第35期)業務報告書	公1
平成17年度事業計画書(公1に含まれている。)	公2
平成17年度(第36期)業務報告書	公3
第35事業年度通常総代会議事録謄本	公4
臨時総会次第	公5
臨時総会議事録謄本	公6